

## 一宮市役所本庁舎14階市民ギャラリーの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の文化芸術活動の発表の場を設けることにより創造性豊かな社会の実現を目指すとともに市民の相互交流を図るため、市役所本庁舎14階展望ロビーの一部を『市民ギャラリー』として利用するため、一宮市庁舎管理規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(展示できる物)

第2条 市民ギャラリーに展示できるものは、芸術及び文化の成果物等のうち市長が適当と認めたもの。

(利用できる者)

第3条 市民ギャラリーを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内在住、在勤、在学及び市内で創作活動を行っている者又はそのグループ
- (2) 公用又は公共用の目的に係る展示を行う公的な団体

(利用の場所)

第4条 利用できる場所は、本庁舎14階展望ロビーの西側壁面（縦310 c m×横1740 c m）とする。ただし、市長が適当と認めた場合は、展示用パネル及び展示用机等の利用も可とする。

(利用日時)

第5条 利用できる日時は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市の行事等で展望ロビーを使用する必要がある場合など、利用を許可しないことがある。

(利用期間)

第6条 市民ギャラリーの連続利用は、月曜日から金曜日までの5日間(準備及び後片付けを含む)を限度とする。ただし、他の庁舎内の利用に支障がない場合で市長が認めたときは、月曜日から翌週金曜日までの閉庁日を除く10日間を限度とする。

(利用回数)

第7条 利用できる回数は、1人(1グループ)につき年1回とする。

(利用料)

第8条 利用料は無料とする。

(利用の申込)

第9条 市民ギャラリーの利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、次の方法で利用の申し込みを行うものとする。

(1) 利用開始の日の属する月の3月前の初日(以下「受付開始日」という。)の午前9時から利用開始の日の14日前までに、来庁もしくは電話にて仮予約を行う。この場合において、利用開始の日の属する月の3月前の初日が市の休日の当たるときは、その直後の開庁日を受付開始日とする。

(2) 仮予約から7日以内に「一宮市役所本庁舎14階市民ギャラリー利用申請書(書式1)」及び展示内容が判る資料(写真など)を市長に提出する。

(利用の許可)

第10条 市長は、市民ギャラリーの利用の許可又は不許可を決定したときは、「一宮市役所本庁舎14階市民ギャラリー利用(許可・不許可)書(書式2)」を交付する。

(利用の不許可)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するため利用、その他政治活動のため利用

(2) 特定の宗教若しくは教派教団を支持し、又はこれに反対するため利用、その他宗教活動のため利用

(3) 営利を目的とするため利用、又は特定の営利事業を援助するため利用

(4) 公益、公安その他風俗を害するおそれがあると認められるとき

(5) 前4号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき

(利用の変更又は取消し)

第12条 利用者が許可された事項を変更、又は取消しするときは、速やかに市長に申し出るものとする。

(利用許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許可を取消し、又は利用を中止させることができる。ただし、これによって生じた損害については、市長はその責を負わない。

(1) 許可の条件に違反したとき

(2) 利用許可の申請に偽りがあったとき

- (3) 展望ロビーを公用で使用する必要があるとき
  - (4) 前3号に掲げるほか、市長が必要と認めたとき
- (利用者遵守事項)

第14条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 展示に必要な材料等は、利用者が用意すること
- (2) 展示に伴う搬入、飾り付け、後片付け及び搬出は利用者が行うこと
- (3) 展示に関する目録、ポスター等を作成した場合は、事前に市長に提出すること
- (4) 利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を中止させられたときは、速やかに原状に復すること
- (5) 許可を得ないで壁、柱、扉等に張り紙をしないこと
- (6) アルコール飲料は持ち込まないこと
- (7) 所定の場所以外では、飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと
- (8) 騒音若しくは大声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (9) その他展示については、市長の指示に従うこと

(展示物の管理)

第15条 展示物の管理は利用者が行い、破損及び盗難について、市長は、その責を負わない。そのために利用者は、必要に応じて会場責任者を常駐させるものとする。

(損害の賠償)

第16条 利用者は、故意又は過失により施設、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害について賠償の責任を負うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の利用期間に関する部分は、令和2年度以後の利用について適用し、令和元年度分までの利用については、なお従前の例による。